

平成 28 年 度

山形市社会福祉事業団事業計画

I 事業団

(1) 山形市社会福祉事業団は、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、市と一体となって、次の社会福祉事業を行う。

① 第一種社会福祉事業

ア 児童養護施設	山形学園の管理運営
イ 特別養護老人ホーム	山形市特別養護老人ホーム菅沢荘の管理運営
ウ 養護老人ホーム	山形市養護老人ホームあたご荘の管理運営

② 第二種社会福祉事業

ア 障害児通所支援事業	こまくさ学園 指定児童発達支援事業ひよこ教室 指定放課後等デイサービス風の子
イ 障害福祉サービス事業	恵光園 蔵王通勤寮 指定共同生活援助事業所蔵王
ウ 老人短期入所事業	菅沢荘ショートステイ
エ 老人デイサービス事業	山形市菅沢デイサービスセンター 山形市銅町デイサービスセンター
オ 老人居宅介護等事業	ヘルパーステーションあたご
カ 一般相談支援事業	指定相談支援事業所まんさく
キ 特定相談支援事業	指定相談支援事業所まんさく
ク 障害児相談支援事業	指定相談支援事業所まんさく

③ 指定居宅介護支援事業の経営

④ 日中短期入所事業所恵光園

⑤ 保育所発達相談事業

⑥ 山形市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（市営銅町住宅、市営薬師町住宅、市営南山形住宅）

(2) 社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

① 公益を目的とする事業

ア 山形西部地域包括支援センターの設置経営（南山形、本沢、大曾根、西山形、村木沢地区）
イ たきやま地域包括支援センターの設置経営（滝山地区）

(3) 山形市の福祉施策を規範に、収入に見合った事業団運営を目指し、効率的な運営に向けた経

営改革に取り組む。

〈経営改革の基本方針〉

- ① 給与制度の見直しを図る。
 - ・ 指定管理料の積算根拠統一に伴う退職手当のあり方検討
 - ・ 介護報酬等の収入に見合った人事・給与制度のあり方検討
- ② 組織体制の見直しを行う。
 - ・ 経営の効率化（事務事業の見直し、利用稼働率の向上、職員配置の適正化）
 - ・ 施設及び事業運営の今後のあり方検討
 - ・ 職員の資質向上、意識改革及び職員研修
- ③ 財務管理の強化を図る。
 - ・ 財政の健全化と独立採算
 - ・ 収入の確保と経費の効率的執行
 - ・ 内部監査の実施
- ④ 地域の実情に応じた必要な福祉の需要を満たす事業への取り組みや研究を進める。
 - ・ 山形市が設置した施設の指定管理者としての対象施設の適切な運用と地域福祉の推進
 - ・ 多様化するニーズの把握と対応
 - ・ 福祉サービスの質の向上に資する事業の実施や研究
 - ・ 先駆的な取り組みに係る情報収集と検討
- (4) 社会福祉法人制度改革への対応
社会福祉法人制度改革を見据えた調査と検討
- (5) 社会福祉法人新会計基準に基づく決算業務の実施
新会計基準への移行に伴い、適正な会計処理及び決算業務の実施
- (6) 一般事業主行動計画の推進
職員が仕事と子育ての両立を図る行動計画の推進と働きやすい職場環境の整備

Ⅱ 事務局

1. 法人の総合調整に努める。
2. 指定管理施設等の事業計画及び予算・決算並びにその他重要な事項を審議するため、理事会、評議員会を開催する。
3. 人事管理を事務局に集中し、事務の合理化に努める。
4. 厳しい財政状況を職員に周知し、経費の節減に努める。
5. 給与制度見直し等の事業団経営改革を推進する。
6. 情報公開請求に対する対応及び苦情解決体制の充実に努める。
7. 指定管理者制度の事務を総括する。
8. 特定個人情報取扱規程に基づき、職員のマイナンバーを厳正に管理し、適正な事務取扱いを行う。

Ⅲ まんさくの丘

障がい者に対し、社会全体でよりきめ細やかに確実な支援が求められる中で、障がい児・者の総合施設としての特性を活かし、各施設及び事業の相互の連携のもとに、幅広く質の高い福祉サービスの実現を目指す。

- (1) 利用者の権利を尊重し、利用者が自己実現を図るための適正な福祉サービスの提供による総合的な支援を行う。
- (2) 総合的な相談窓口として行政との連携を図りながら、地域で生活する障がい児・者の支援を行う。
- (3) 地域との相互理解を深めるために交流行事等を実施し、地域に親しまれ、開かれた施設を目指す。
- (4) 各研修への参加や業務内容の見直し等により、事業の質と職員の資質の向上を図る。
- (5) 日常の訓練や設備の点検等により防災意識を高めるとともに、関係機関・地域との連携を強化し、防災対策の充実を図る。

○施設共通の取組み

- ア 各施設及び事業の連携を図るため、調整会議を開催する。
- イ 苦情対応・解決を図るため、第三者委員会を開催する。
- ウ まんさくの丘まつりの開催や地域行事等への参加による地域交流を推進する。
- エ 施設全体として諸活動を行うため、職員による各種委員会を実施する。
 - ・研修委員会、給食委員会、地域福祉委員会、防災委員会、環境整備委員会、倫理委員会、衛生委員会

○安全管理に関する取組み

事故、地震・火災・水害等の災害等の不測の事態が生じた場合は、対応マニュアルに基づき迅速に対応する。

また、事故やヒヤリハット事例が発生した場合は、報告書を作成し、調整会議等で再発防止策を講じ、職員に周知する。

- (1) 消防計画の自衛消防隊をもとに危機管理対策本部を設置する。
- (2) 対応マニュアルの周知を図り、緊急時に備える。
- (3) 緊急連絡体制を整備する。
- (4) 災害及び事故防止対策
 - ア 火災や自然災害等を想定した避難訓練、総合防災訓練を実施し、防災意識と危険回避能力の向上を図る。
 - イ 施設内外の危険箇所を把握し、改善を図るとともに、地震、台風、大雨等の後も同様の危険箇所を点検し、安全を確保する。
 - ウ 防災等研修会を実施する。
 - 地震等を想定した研修や、児童や成人のケースを想定した救命救急講習会を開催する。

エ 避難路、防災設備の管理・点検を行う。

1 児童発達支援センター こまくさ学園

児童憲章並びに児童福祉法に基づき、障がいのある子どもの発達支援を行い、情緒の安定、身辺の自立、運動発達、コミュニケーション手段の獲得、集団生活への意欲等の発達を助長し、将来子ども達が社会の中で自立していくことができるように支援する。

平成28年度は、地域における障がい児支援の中核施設としての役割を充実させるために、療育施設としての専門性をさらに高め、相談支援の充実を図りながら、保育所や保健センター等の施設支援に努め、時代のニーズに応える専門的な支援体制の充実を目指し、次の事業を行う。

(1) 目 標

- ① 子どもの自尊心や主体性を育てながら、その持てる能力や潜在的可能性を高めていくことができる支援力のさらなる向上とチームワークの充実を図る。
- ② 保護者や家族が安心して子育てができるように、保護者の気持ちに寄り添いながら、子どもの発達の理解の促進や具体的な情報提供を行うとともに、保護者同士のよりよい交流や地域での暮らしの充実が一層図られるように支援する。
- ③ 様々な形で地域から必要とされ、地域に貢献できる施設づくりを目指し、普及・啓発活動の充実を図りながら、相談支援・研修会の開催など積極的な地域支援を行う。

(2) 事業内容

- 利用対象者 障がいを持つ幼児
- 定 員 30名
- 開 所 時 間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
土曜日（第1・3・5）8：30～12：30
- 療 育 時 間 毎週月曜日～金曜日 9：30～15：00
土曜日（第1・3・5）9：30～12：00

① 発達支援の充実

幼児期は人生の土台の時期であり、遊びや生活を通して子どもが自分に自信を持てるよう発達を支援することが大切である。そのためには、自己主張を十分に引き出し、大人に甘えられることが重要で、深い親子関係、愛情の絆（アタッチメント）、人に対する信頼感を育む環境が求められる。そして、子どもの満たされた心「自己有能感」「自己肯定感」は、様々な活動に挑戦するエネルギーが生み出すということを発達支援の本質として捉え、以下の取り組みを行う。

ア 基本的な生活リズムの確立と健康管理

- ・快食、快眠、快便など、保護者との連携（生活表の活用）を図りながら、生活リズムの確立を目指す。
- ・体調不調については、自分からの発信が困難な子どもが多いため、保護者とともに、日々の健康状態の把握に努める。

- 各科検診（年2回）、身体測定（毎月）を実施する。
- 変化に富み、栄養バランスのとれた給食の実施に努めるとともに、偏食の課題が多い子どもが多いことから、共感性や模倣力、安心感を育てるような関わりを持ちながら楽しく食事ができるように配慮する。

イ 遊びの幅を広げ、遊びの楽しさを知る

- 「……をしたい」「……ができた」という欲求や達成感の充実を図りながら、自己有能感が高められるよう支援する。
- 豊かな遊びの中で、周囲の人や物事への認知、結びつきを深められるように配慮していく。
- 日々の遊びの中で、基礎体力や筋力の増進を図り、健康な体を作る。

ウ 基本的な生活習慣の確立

- 自分で出来ることを増やし、自信と自立的な生活意欲が育つよう支援する。
- 手洗い・消毒、歯磨き等の衛生管理の習慣化を図る。
- 日常生活の中で、社会のルール、身の振る舞い方、マナー、身だしなみなどをしっかり教え、子ども達が将来自立した社会の一員として過ごしていけるよう支援する。

エ 人と関わる楽しさと人と関わる力を育てる。

- 様々な活動を通して、人と関わる楽しさ、安心感、信頼関係などが経験できるように配慮していく。
- 自分の意思や気持ちを相手に伝えることや、相手の意思や気持ちを理解できるコミュニケーション能力を育成する。

オ 行事・園外活動・交流保育

- 季節に応じた催しを経験することで、自然や季節を体感するとともに、集団活動の楽しさや豊かな社会体験の実現を図る。
- 近隣の幼稚園との積極的な交流保育を通して、心の交流、発達の促進を図る。

月	行 事 内 容
4月	入園式、お花見
5月	社会見学、乗馬体験、ドッグセラピー
6月	親子さくらんぼ狩り、療育参観
7月	合宿（1泊2日）、七夕の集い、バスハイク
8月	夏のつどい
9月	遠足、まんさくの丘まつり（合同行事）
10月	親子レクリエーション、乗馬体験、ドッグセラピー
11月	交通安全教室、給食センター見学、療育参観
12月	クリスマス会
1月	だんご木刺し、もちつき会（合同行事）
2月	節分遊び
3月	おひなまつり、卒園式

② 家族支援

障がいのある子どもの子育ては、子ども自身が親の子育て能力を引き出すことが困難な場合が多く、加えて多動、コミュニケーションの困難さ、医療的ケアの負担等のために、様々な配慮を必要としており、家族支援は発達支援の要ともいえる。

ア 楽しい子育てへのお手伝い

- 育児の悩みやストレスが少しでも解消できるように、日々の連絡帳の活用、送迎時の相談、臨床心理士による外来相談や定期的な個人面談、家庭訪問を実施する。

イ 保護者研修会や茶話会の開催

- 子どもの発達に関すること、福祉制度、特別支援教育、感覚統合等の研修会を開催する。
- 保護者茶話会や母親懇談会、父親懇親会を開催し、保護者同士の交流を深める。

③ 地域支援の充実

- 地域における療育の向上を図るため、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、療育機関等を対象に研修会を開催する。
- 巡回相談、外来相談、山形市保健センターでの相談室を継続し、相談支援の充実に努める。

④ 地域交流の推進

- 地域交流行事や日々の散歩等を通して地域住民とのふれあいと理解を拓ける。
- 関連施設及び関係機関との連携に努める。

⑤ 災害及び事故防止対策

- 療育中の事故、感染症の予防に万全を期す。
- 園外行事については、無理のない日程・内容で計画し、安全を確保できる体制を整え、事故等の防止に努める。
- 火災及び地震等の災害を想定した防災訓練を毎月実施し、非常時に備える。
- 安全で効率的な通園バスの運行を行う。

⑥ 実習生等の受け入れ

- 後進育成のため、社会福祉士・保育士等資格取得等の実習生を受け入れる。
- 福祉啓発のため、大学生の介護等体験や小中高生の体験学習を受け入れる。

⑦ 苦情解決

- 山形市社会福祉事業団の苦情解決規程に基づき、迅速に対応し、誠意を持って円滑な解決を図る。
- 年2回保護者への利用アンケートを実施する。

⑧ 情報の公開

- 山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を基本に適正に対応する。

⑨ 虐待の防止のための措置

- 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を設置し、虐待の防止を啓発・普及するため、職員研修を実施する。

⑩ 職員の資質向上

- 各種外部研修会、視察研修等に積極的に参加し、療育技術等の研鑽を図る。

- ・職場内研修やケース検討会を開催し、療育の質的向上を図る。

2 児童発達支援事業 ひよこ教室

育ちや発達の遅れが心配される就学前のお子さんとそのご家族の方を対象に、個別や小集団での遊びや散歩を通して、お子さんの発達に応じた適切な支援を行うとともに、ご家族の方が子育てに自信を持ち、安心して生活を送ることができるよう療育の相談や助言を行い、児童福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 目 標

- ① 子どもを育てていくうえで大切なことを親子が一緒に学び、成長する場を目指す。
- ② 関係機関と連携して早期発見、早期療育に努める。
- ③ 子ども・保護者・地域から信頼される教室を目指す。

(2) 事業内容

- 利用対象者 育ちや発達に心配のある幼児
- 定 員 1日10名
- 開所時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～15：00
土曜日（第1・3・5） 8：30～12：30
- 療育時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～13：00
土曜日（第1・3・5） 9：00～12：00

① 療育支援

ア 療育やふれあい遊びを通して、お子さんとの関係を深め、より良い母子関係の形成を図る。

- ・体操、散歩、自由遊びなど体をたくさん使って遊び、運動機能の発達を図る。
- ・人に関わる楽しさと力を育て、集団生活に適応できる基礎づくりを行う。
- ・基本的な生活習慣を身につける。

イ 児童発達支援計画による支援の充実を図る。

② 家庭への指導助言

- ・母親指導
- ・ファミリーサポート
- ・家庭訪問

③ 進路の指導

④ 療育相談会の開催

⑤ 災害・事故防止対策の充実

⑥ 関係機関との連携

⑦ 退園児のアフターケア

3 放課後等デイサービス 風の子

小学生の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に療育の機会を提供し、発達を支援するとともに、療育の相談等を行い、児童福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 目 標

- ① 子どもの成長を支え、安心して地域で暮らすことができるように支援する。
- ② 余暇活動や生活体験の充実と質の向上を目指す。
- ③ 子ども・保護者・地域から信頼される場を目指す。

(2) 事業内容

- 利用対象者 障がいを持つ小学生
- 定 員 1日10名
- 開所時間 毎週月曜日～金曜日 授業終了後 14：00～17：00
学校休業日 9：00～17：00
- 療育時間 毎週月曜日～金曜日 授業終了後 14：00～16：30
学校休業日 9：00～16：30

① 療 育

ア 遊びや創作的活動を通して、児童の発達段階に必要な支援を行い、心身両面のバランスのとれた発達を支援する。

- ・自立した日常生活を営むために必要な支援
- ・余暇の提供
- ・豊かな生活体験や社会体験の提供

イ 児童発達支援計画による支援の充実

- ② 家庭への指導助言
- ③ 災害及び事故防止対策の充実
- ④ 学校や関係機関との連携

4 保育所発達相談事業

山形市の委託事業として、発達が気になる幼児が増加している市内保育所の保育士を対象に保育方法の指導や助言を行い、保育所等における処遇の質を高めるとともに、発達に心配のある幼児の早期発見・早期療育につなげることを目的として次の事業を行う。

(1) 目 標

- ① 保育現場の多様なニーズに対応できるよう、実態把握・観察の徹底を図るとともに、実効性のある助言・指導を行う。
- ② 市こども保育課・保育所との連携を図り、計画的で効率の良い巡回相談を実施する。
- ③ 関係機関との連携を図り、早期発見・早期療育に努める。

(2) 事業内容

- ① 巡回相談の実施（予約制）
- ② 事例検討会の開催（予約制）
- ③ 発達支援リーダー養成研修会の開催（年4回）
- ④ 行政分科会の開催（年2回）

5 指定生活介護事業所 恵光園

利用者一人ひとりの意思を尊重した個別支援計画をもとに、すべての利用者が、自分らしく安心していきいきと過ごせる環境づくりを目指して支援サービスの充実に努める。

(1) 目 標

- ① 個々の利用者ができる限り主体的に活動できるように、利用者の思いや個性を大切に受けとめながら、家庭と連携しきめ細かな支援を行う。
- ② 利用者それぞれの生活力を高めるため、利用者の特性や適性に合わせ、必要な生活上の習慣や技術等を獲得するための支援を行う。
- ③ 利用者が快適に活動できるように、安全面や健康面に十分配慮した体制と環境を作る。

(2) 事業内容

- ① 営業時間 毎週月曜日から金曜日 8：30～17：15
土曜日（第1、3、5）8：30～12：30
（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

② 個別支援の充実

サービス管理責任者を中心に、利用者の思いや希望を尊重した個別支援計画を作成し、到達目標や支援内容を明確にし、利用者及び家族の同意を得て支援にあたる。

また、個別支援計画に基づく支援のあり方について、年度の途中（半年以内）で確認及び再検討を行い、必要に応じて計画を見直し支援の充実に図る。

③ グループ活動の充実

通常は、身体的機能と生活力の維持向上を図る活動に重点を置いたグループと、創作や作業などの活動に重点を置いたグループの2つに分かれて活動し、事業や行事に関しては年間計画及び目標等を明確にして活動の充実に図る。また、活動の内容によってはさらに効果的なグループ編成を行うなど、利用者間の交流を図り、活動内容に応じた支援を提供する。

④ 領域別活動の充実

ア 自立促進活動

- ・生活のための基本的な身辺処理能力や社会適応力等を高めるため、日々の活動の中で、個人ごとに自力のできる領域を増やすトレーニング（食事・更衣・排泄・歯磨き・手洗い等）に重点を置くとともに、より多くの人と交流し、社会性を養う機会を提供する。

イ 創作活動

- ・陶芸・手工芸・絵画・工作・音楽等の活動を取り入れ、より多くの利用者が楽しみながら自発的に自己表現できる活動の機会を設ける。

ウ 作業活動

- ・年間を通して菓子箱作り等の生産的な活動を継続的に行い、集中力や作業能力を高めるとともに達成感や充実感を体感するための支援を行う。

エ 文化的活動

- ・自然や伝統文化等に由来する行事や誕生会などの親睦行事を通して、豊かな生活体験を積むとともに、利用者が相互に交流できる機会を設ける。

オ 体力維持・増進活動

- ・体力の維持及び増進を図るため、軽スポーツ・散歩・レクリエーション等を取り入れる他、必要に応じて、個人の体力や体調に合わせた機能回復訓練等を行う。

⑤ 家族との連携

通所型事業所の特性を活かし、日々連絡帳や電話で家族と連絡を取り合い相互理解を深めるとともに、家庭訪問や個人面談、活動参観や行事等への参加により連携の強化を図る。

⑥ 地域との交流

社会経験を豊かにし、地域住民からの理解を得るために、外出やスポーツ等により交流する機会を積極的に増やす。

⑦ 健康及び衛生管理

ア 利用者の高年齢化に伴い健康管理の重要性が増しており、嘱託医等から生活上の留意点について指導を受けるとともに、看護職員を中心に健康面・衛生面に配慮した支援を行う。

イ 総合的な健康診断と各科検診（内科・眼科・耳鼻科・歯科）を実施し、生活習慣病等の予防に努めるとともに、希望する女性利用者を対象に婦人科検診の機会を設ける。

ウ インフルエンザその他の感染性疾患等の予防及び拡大防止のため、手洗いの徹底等により予防に努めるとともに関係機関等と連携し適切な対策をとる。

エ 食事による健康維持を図るため、栄養のバランスや食品衛生面に十分配慮しながら、利用者の嗜好を考慮した食事の提供を行う。

⑧ 苦情解決

利用者及び保護者等に苦情解決体制の周知を図り、取り扱いについては、山形市社会福祉事業団の苦情解決規程に基づき誠意をもって迅速かつ円滑な解決を図る。

⑨ 情報の公開

情報公開の請求に対しては、山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき適正に対応する。

⑩ 時間外預かり支援サービス（レスパイトサービス）の実施

家族の都合等により、営業日の通常のサービス時間帯以外でも、時間を延長して、一定の時間帯（8：00～8：30／17：15～18：30）利用者をお預かりするサービス（無料）を行い、利用者とその家族の在宅での生活を支援する。

⑪ 災害及び事故防止対策

ア 利用者の在園時間帯における事故防止に万全を期す。

イ 定期的に登降園時の実態を把握するための調査を行うとともに、必要に応じて登降園時の安全確保に向けた指導を行う。

ウ 火災、地震、風水害等の災害を想定して、防災訓練を定期的実施するとともに、建物や設備面でも非常時に備え定期的に点検を行う。

エ 行事等を実施する場合は、安全面に十分配慮しながら無理のない内容・日程で計画を立案し実施する。

オ 送迎車両は、安全を最優先し効率的な運行を行う。

⑫ 虐待の防止のための措置

人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を設置し、虐待の防止を啓発・普及するため、職員に対する指導及び研修を実施する。

6 日中短期入所事業所 恵光園

在宅で生活する障がい者が、日中に家族等から在宅での支援を受けることが困難な場合に所定の時間帯の中でお預かりする事業で、障がい者とその家族が安心して利用できるように、安全面及び衛生面等に十分配慮して事業を実施する。

(1) 事業内容

- ・対象 18歳以上の障がい者（知的・身体・精神）
- ・定員 原則として1日あたり5名まで
- ・営業日 毎日（ただし、12月29日から1月3日までを除く。）
- ・営業時間 8：30～18：30（緊急の場合は相談に応じる。）

7 指定宿泊型自立訓練事業所 蔵王通勤寮

(1) 目標

- ① 利用者本位の視点に立って、個人の個性と特性を尊重した個別支援計画をもとに、就労を伴う生活の安定を図り、自立した地域生活を営むことができるよう支援を行う。
- ② 利用者が安心して円滑に社会参加を果たすことができるように、行政及び利用者が就労する事業所、その他の関係機関等と連携を強化し、地域で支える支援体制の充実を図る。

(2) 事業内容

- ・利用対象者 15歳以上の障がい者（知的・身体・精神）
- ・定員 20名

① 自立能力開発への支援

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）に基づき、地域で自立した暮らしを実現するために自己選択、自己決定を尊重した個別支援計画を作成して、個人ごとに総合的かつ計画的な支援を行い、必要に応じて利用者同意のうえ、計画の見直しを行い支援の充実を図る。

イ 地域社会生活に必要な知識の習得を図るため、利用者対象の研修会を定期的に行う。

ウ 経済感覚や金銭の管理能力を高めるため、恒常的に支援・助言を行う。

エ 社会見学旅行や行事等を通して様々な体験や見聞を広げることにより社会性の育成を図る。

オ 利用者の状況に応じ、相談・助言等を行い、課題の解決に努める。

② 就労・日中活動安定への支援

ア 職場訪問等により、人間関係の調整や安定した雇用、就労継続を支援する。

イ 関係機関と連携し、就労先の紹介や就労意欲の向上に向け、調整・支援を行う。

ウ 三恩会の組織を通して、事業所や保護者等との親睦を図るとともに、就労・日中活動を

伴う自立生活について理解を深め、意識の共有化を図る。

③ 地域生活に向けた支援

ア 関係機関、地域住民、事業所、家庭等から理解と協力を得ながら、地域生活に必要な環境の整備を行う。

イ 地域生活への移住に向けて、グループホームでの宿泊トレーニングやアパート生活等の自立に向けた支援を行う。

④ 食事の提供と食生活の支援

ア 栄養と嗜好のバランスに配慮し、家庭的で安全な食事を提供する。

イ 自立生活に必要なとなる基本的な調理法や、栄養のバランスがとれた適切な外食等について、知識の習得を図れるよう支援する。

⑤ 健康及び衛生管理

ア 恒常的に利用者の健康維持及び増進を図る。

イ 定期的に健康診断を行い、病気の予防と早期治療に努める。

ウ 体重及び血圧の測定を毎月行い、健康状態の把握に努める。

エ 健康で衛生的な生活を維持するための基本的な知識と技能の習得を図る。

オ 感染症の予防と発生後の蔓延を防ぐため適切な対策を講ずる。

カ 施設の設備等について衛生的な管理を行う。

⑥ 余暇活動への支援

ア 個人の自由な時間を、趣味等で生きがいを実感できるものにするため、個別の要望に基づいて支援を行う。

イ 利用者自身の希望を取り入れ、自発的な活動につなげられるよう支援する。

⑦ 地域交流の推進

ア 地域住民から理解を得られるよう、あいさつを心がけ社会ルール及びマナーを守ることができるよう支援を行う。

イ 施設や地域での行事を通して積極的に地域との交流を図る。

⑧ 災害及び事故防止対策

ア 火災や自然災害等を想定した避難訓練を実施し、防災意識と危険回避能力の向上を図る。

イ 通勤途上や外出時の交通事故を防止するための安全教育を実施する。

ウ 就労に関する労働災害について安全教育の充実を図る。

エ 行事等は、安全確保を最優先した無理のない計画に基づいて実施する。

オ 施設内の危険箇所を把握・改善し、事故防止を図る。

⑨ 家族（保護者）との連携

保護者会や施設行事を計画し、積極的な参加・協力を呼びかけるとともに、面談など個別に対応することにも重点を置き相互の理解を深める。

⑩ 指定共同生活援助事業所（グループホーム）蔵王の実施

グループホーム 6カ所の援護施設としてその運営状況を把握し、世話人との連携を密にしながら、入居者が安全に安心して暮らせる生活環境の整備に努める。

⑪ 苦情解決

- ア 山形市社会福祉事業団の苦情解決規程に基づき、誠意を持って迅速に対応する。
- イ 苦情箱を設置する。
- ウ 定期的な利用者アンケートを実施する。

⑫ 情報の公開

山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を基本に適正に対応する。

⑬ マイナンバーの適正な取扱い

利用者のマイナンバーを厳正に管理し、必要がある場合は適正な事務取扱いを行う。

⑭ 虐待防止のための措置

人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を設置し、虐待の防止を啓発・普及するため、職員研修を実施する。

⑮ 職員の資質向上

各種外部研修会への参加や施設内研修の実施により、資質の向上を図る。

8 指定共同生活援助事業所蔵王（グループホーム）

(1) 目 標

- ① 入居者本位の支援体制の確立を目指し、一人ひとりがその人らしく、安全かつ安心して地域での生活を営むことができるよう支援する。
- ② 入居者個々の生活の質を高め、心豊かに暮らせるように、世話人との連携を強化するとともに、行政や職場をはじめとする関係機関及び家族等との円滑な連絡調整に努める。

(2) 事業内容

- ・利用対象者 15歳以上の障がい者（知的・身体・精神）
- ・定 員 各グループホーム4名（6カ所）合計24名

① 入居者への支援

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、地域で自立した暮らしを実現するために自己選択、自己決定を尊重した個別支援計画を作成して、総合的かつ計画的な支援を行う。また、必要に応じて入居者の同意のもと、計画の見直しを行い支援の充実を図る。

イ 入居者が、入居契約の内容を理解したうえで契約できるよう配慮する。

ウ 入居者が、安全かつ安心して暮らせる生活の場にするために必要な支援を行う。

エ 社会資源を有効に活用し生活の質を高め、生きがいを得られるよう支援する。

オ 経済感覚や金銭の管理能力を高めるための助言や現金や預貯金等の取り扱いの適正化を図る。

カ 入居者の就労・日中活動の安定を図るため、事業所、関係機関、保護者等との連携強化を図る。

キ 親睦旅行や季節ごとの行事等を通して社会体験を行うことにより社会性の育成ができるよう支援する。

② 世話人との連携

- ア 世話人と援護施設（蔵王通勤寮）との連携を密にして、入居者や必要な支援に関する情報の共有化を図り適切な支援を行う。
- イ 世話人が研修会等に参加し、資質の向上を図ることができるように指導する。
- ウ グループホーム入居者の生活に関する現金の取扱いや共益費等の預貯金の管理状況については、常に援護施設が把握できる体制をとり、取り扱いの適正化を図る。
- エ 食事は家庭的な献立になるよう配慮し、栄養と嗜好のバランスを考えた健康的な内容にするための助言及び指導を行う。

③ 健康及び衛生管理

- ア 協力医療機関等と連携し、入居者の健康管理及び増進を図る。
- イ 定期的に健康診断を行い、病気の予防と早期治療に努める。
- ウ 健康で衛生的な生活を維持するための基本的な知識と技能の習得を図る。
- エ 感染症の予防と発生後の蔓延を防ぐため適切な対策を講ずる。

④ 余暇活動への支援

- ア 個人の自由な時間を趣味等で生きがいを実感できるものにするため、個別の要望に基づいて支援を行う。
- イ 入居者自身の希望を取り入れ、自発的な活動につなげられるような支援を行う。
- ウ グループホームの入居者同士が親睦を図れるよう支援を行う。

⑤ 地域交流の増進

- ア 社会ルール及びマナーを守り、地域住民からの理解を得るよう助言を行う。
- イ 施設や地域での行事を通し、積極的に地域との交流を図るための助言を行う。

⑥ 災害及び事故防止対策

- ア 火災や自然災害等を想定した避難訓練を実施して、防災意識と危険回避能力の向上を図る。
- イ 通勤途中や外出時の交通事故、職場における労働災害を防止するための安全教育を行う。
- ウ 行事等は、安全確保を最優先した無理のない計画に基づいて実施する。
- エ 建物内外の危険箇所を把握・改善し、図り事故防止を図る。

⑦ 家族（保護者）との連携

保護者会や施設行事を計画し、積極的に参加を呼びかけるとともに、面談など個別に対応することにも重点をおき相互の理解を深める。

⑧ 苦情解決

山形市社会福祉事業団の苦情解決規程に基づき、誠意をもって迅速に対応する。

⑨ 情報の公開

山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を基本に適正に対応する。

⑩ 虐待防止のための措置

人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を設置し、虐待の防止を啓発・普及するため、職員研修を実施する。

9 相談支援事業所まんさく

相談支援事業の利用を希望する障がい児・者が、それぞれの障がい特性や身体の状態及び生活環境に応じて、個人の意思や希望に沿った暮らしの実現とその継続を図るため、相談支援専門員等が個人ごとの相談に応じるとともに、市町村や関係機関等との連携により、必要に応じた適切な支援サービスを提供する。

(1) 目 標

- ① 事業の実施にあたっては、利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- ② 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、その他の障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービス提供者等との連携を図る。

(2) 対 象 者

- ・障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者
- ・障がい福祉サービスを利用する全ての障がい児

- ### (3) 営 業 日
- ・月曜日～金曜日（祝日、12月29日から1月3日までを除く。）
※但し、相談の受付は12月29日から1月3日までを除く毎日行う。
 - ・サービス提供時間 9：00～17：00 ※相談受付は24時間

(4) 事 業 内 容

- ① 指定特定相談支援事業
 - ・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援及び利用計画案作成等）
 - ・基本相談支援（障がい者・障がい児からの相談を受ける。）
- ② 指定一般相談支援事業
 - ・地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等）
 - ・地域定着支援（24時間受付による相談支援体制の整備等）
 - ・基本相談支援（障がい者・障がい児からの相談を受ける。）
- ③ 障害児相談支援事業
 - ・障害児相談支援（障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助及び利用計画案作成等）
※障がい児の入所サービスは支援利用計画の対象外
- ④ 山形市及び近隣市町村が実施する相談支援事業業務の受託
- ⑤ 市町村及び関係機関等（福祉・医療サービス提供者等）との連絡調整
- ⑥ 障がい福祉サービス支給申請等に関する支援及び書類の受付
- ⑦ サービス担当者会議の開催によるサービス内容の検討及び調整
- ⑧ 利用者へのサービス利用計画書の作成と必要に応じたサービス利用計画の変更
- ⑨ 利用者の居宅訪問と面接によるアセスメントの実施
- ⑩ 必要に応じて専門性の高い臨床心理士等による外来相談を実施
- ⑪ その他、利用者及び家族等からの相談に対して必要な助言及び情報の提供

Ⅳ 児童養護施設山形学園

山形学園は、様々な事情で家庭での養育が困難な児童を受け入れ、適切なサービスを提供するとともに自立を支援していくことを目的とする施設である。

児童の人権を守り、一人ひとりの生活を安心・安全でより豊かなものにしながら、将来に向かって生きがいのある人生をきりひらいていく力を育むことができるよう、次の事項を重点目標として運営にあたる。

- (1) ユニットケア体制の充実と施設の小規模化への取り組み
- (2) 一人ひとりの心身の発達を支援する処遇の推進、個別ケアの充実
- (3) 家庭や関係機関と連携し、家族再統合にむけての相談・助言及び家庭支援
- (4) 職員の専門性に対する意識と資質の向上、チームケア体制構築
- (5) 里親支援の充実、子育て短期支援事業の推進、地域交流の推進

1 養育目標

(1) 安心できる生活づくり

ア 児童が健康に安心して生活できる環境や設備を整え、心身が豊かに育まれるように配慮する。

イ 自然や地域と関わる機会を積極的に設け、地域の一員として安心感をもって生活できるように理解と交流を深める。

ウ 児童が家庭環境や生育環境、その他あらゆることで差別や偏見を受けないよう配慮する。

(2) 児童の発達や心理の理解に基づいた援助と個別ケアの充実

ア 児童自身が大切にされていると実感できるよう、常に受容的な姿勢で接することを心がけ、より良い人間関係を築いていけるように援助する。

イ 常に処遇職員と心理職員が連携しながら、一貫性のある計画的な援助を心がける。

ウ 心身の発達が心配される児童は、学校や医療機関、専門機関等と連携を図り発達を促す。

(3) 自立支援計画の策定と評価

ア 施設、児童、家庭、児童相談所との共同作業の中で、一人ひとりの自立支援計画を策定し、互いの連携を図りながら自立に向けた養育や環境調整を行う。

2 事業内容

(1) 被虐待児に対する援助体制の強化

虐待を受けた児童の入所が約7割を占める状況であり、援助体制の強化と充実を図るとともに児童相談所と協力し親へのアプローチを積極的に行っていく。

- ① 心理療法の充実（カウンセリング・セカンドステップ・サードステップ）
- ② 児童相談所や医療機関、関係教育機関との連携強化
- ③ 事例検討会や研修会による職員の資質の向上及び専門性の向上
- ④ 関係機関との連携による親への指導、助言
- ⑤ 親子関係の再調整、再構築

(2) 生活指導（生活リズム・基本的生活習慣の確立等）

生活リズムを整えながら、児童の年齢や発達に応じ、自分の身の回りのこと（基本的生活

習慣)ができるように援助するとともに、暮らしの中で役割を分担しながら、家事作業(洗濯・掃除・食器洗い・配膳等)を導入して指導していく。

(3) 保健衛生管理

- ① 病気については「予防」を第一とし、季節や天候に対応しながら、適切な着衣の調整、手洗い・うがいの励行、採光、空調、害虫駆除、消毒、早寝早起き、投薬管理など事前に配慮し予防に努める。また、児童自身も自ら健康や衛生に意識を持って生活することを基本習慣となるよう育成する。
- ② 清潔で衛生的な生活環境づくりとして、居室内の清掃、寝具類の日光消毒、厨房内や浴室、流しの衛生管理など常に衛生的な状態を保つように努める。
- ③ 看護師を中心に嘱託医や協力病院との連携を強化し、児童の健康管理に努める。(定期健康診断年2回、検便年3回、毎日の健康観察)
- ④ インフルエンザやウイルス性胃腸炎等の感染症防止に努める。(予防接種・手洗いうがい等)

(4) 給食

- ① 食育という観点から、一緒に食べると美味しく楽しいという心と基本的な食事のマナーや調理・食材の知識、スキルの習得により、社会生活を円滑に築いていけるように育成する。
- ② ユニットケア形態における食事提供の体制構築と充実を図る。
- ③ 嗜好調査、残菜調査、希望メニュー、選択メニュー、調理実習、ユニット調理、おやつ作り等を実施し、より豊かな食環境の整備に努める。
- ④ 家庭内で満足した食事が提供されてこなかった児童が多いことをふまえ、食事を通して心身共に満たされることに留意し、いつでも食事が提供できる体制を整える。

(5) 学習・進路

- ① 園内学習に取り組めるように、学習ボランティアを積極的に導入するなど、学習環境の整備を図る。特に、大きく遅れのみられる児童に対しては、個別の学習プログラムを策定する。
- ② 小学校・中学校と定期的な連絡会を設け、相互理解を深めながら連携を図る。
- ③ 進学・就職については、本人の意思や保護者等との関係にも配慮しながら、学校と連携して進める。
- ④ 発達障がいを持った児童に対して適切な支援ができるよう専門機関との連携を図るとともに、職員の資質向上を図る。

(6) 余暇指導

余暇の自発的で自由な活動を通し、情緒的安定のためのくつろぎを確保し、自立性、個性の伸長を図る。

(7) 園外活動及び行事

社会資源の有効活用を図り、園外活動への積極的参加を奨励し、社会性・自立性の伸長を図る。

- ア 月例行事……誕生会、大掃除
- イ 園外行事……海水浴、グループ旅行、スキー教室、映画鑑賞等
- ウ 地域交流行事……ふれあいまつり
- エ 園内行事……歓迎会、端午の節句、七夕、クリスマス会、もちつき、だんご木さし、ひな祭り、激励会、送別会

(8) 自立生活への支援

- ① 日常生活の中で、物を大切にできる心、感謝する心を育てながら、経済観念を育むように努める。
- ② 高校生については、社会体験（アルバイト、ボランティア等）を通して社会性を養い、具体的なシミュレーションや情報提供により、自立生活に向けての知識の習得や意識の育成を計画的に実施する。（フレッシュマンスタート講座など）

(9) 家庭関係の調整

- ① 園行事や学校行事（授業参観・運動会等）には、可能な範囲で保護者に参加を呼びかけ、親と子の関わりの機会や親子関係の観察の機会を設ける。
- ② 常に保護者との連携に配慮し、養護・自立支援にあたりとともに、家族のファミリーケースワークに努める。
- ③ 夏休み、年末年始、ゴールデンウィーク等に可能な児童については、保護者のもとへ適切な判断のもと外泊を実施する。
- ④ 親子関係の再構築においては、家庭支援専門相談員を中心に家庭訪問等を実施し、保護者の状況を確認するとともに、ふれあいルームを活用した親子関係作りや親子状況の確認を行いながら、家族支援の観点に立った支援に努める。
- ⑤ 家庭復帰が見込まれる児童については、家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所と関係を密にして、家族状況の確認を行い、家庭環境の調整を行った上で、児童の意思を確認しながら家族の再統合を図る。

(10) 里親支援

- ① 里親支援専門相談員を中心に、里親サロンの実施等により里親との交流を深め、相互理解を深める。
- ② 里親家庭への訪問、相談援助を行うとともに、入所児童の家庭生活体験や里親委託の推進につながるよう里親、子どもの視点に立った支援に努める。

(11) 地域交流の推進

- ① 地区や学校等の行事に積極的に参加協力し、施設の社会化に努める。
- ② 地域交流行事を開催する。（ふれあいまつり）
- ③ 地区住民や近隣の福祉施設等に体育館を開放し、開かれた施設づくりに努める。

(12) 苦情解決

児童の権利擁護やサービスの向上を目指し、児童が安心して生活が営めるよう苦情解決のシステムを円滑に機能させる。（意見箱の設置）

苦情があった場合の取り扱いについては、山形市社会福祉事業団の苦情解決規程に基づき、

誠意をもって迅速かつ適正に対応し解決を図る。

(13) 情報の公開

情報公開の請求に対しては、山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を基本に適正に対応する。

(14) マイナンバーの適正な取扱い

児童のマイナンバーを厳正に管理し、必要がある場合は適正な事務取扱いを行う。

(15) 災害及び事故防止対策

- ① 防災訓練の実施（総合防災訓練、部分訓練、夜間招集訓練）
- ② 災害時の地域協力体制の構築
- ③ 登下校や外出時の事故防止のため、交通安全教育を徹底する。
- ④ 園外行事については無理のない日程内容で計画し、十分な安全管理に努める。

(16) ボランティアの受け入れ

児童の生活に密着したボランティアを広く募り、生活に潤いと広がりを持てるよう配慮する。（学習ボランティア、余暇活動ボランティア、散髪ボランティア、ピアノボランティア等）

(17) 実習生の受け入れ

- ① 後進育成のため、社会福祉士、保育士等資格取得の実習生を受け入れる。
- ② 福祉啓発のため、大学生の介護等体験学習を受け入れる。

(18) 被措置児童虐待防止

- ・全国児童養護施設協議会の倫理綱領に基づき、必要な体制の整備を図るとともに、職員に対する研修を実施する。

(19) 職員研修

- ・各種研修会に参加し、職員の資質向上を図る。

3 山形市こどもショートステイ事業

入所児童の安全、安心な生活環境を重視した上で、社会的なニーズに可能な限り対応できるよう努める。

(1) ショートステイ事業

保護者が、疾病または冠婚葬祭、出産等の理由により一時的に子どもの養育が困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に一週間程度お預かりする事業

(2) トワイライトステイ事業

保護者が仕事、その他の理由により平日の夜間並びに休日の不在、またはその他の緊急の場合において家庭で子どもの養育が困難になった場合にお預かりする事業

V 高齢者総合福祉施設「すげさわ」

平成28年度は、各事業所とも①健全な経営の維持②事故や感染症が発生しない施設作り③稼働率・利用者の確保④より良いサービスの提供⑤職員の確保等に努める。

当総合福祉施設は、基本理念である「入所者・利用者、誰もが安心できる暮らしの実現」を目指して、総合福祉施設として、また「ワンストップサービス」の拠点として、一元的・有機的な連携を図り、次の事業を行う。

1 目 標

- (1) 「すげさわ」にある各事業所の健全な経営
- (2) 人材（職員）の確保、ショートステイ・デイサービス・居宅介護支援事業所における利用者の確保
- (3) 介護事故、車両事故、感染症、苦情が発生しない施設づくり
- (4) 職員の資質向上、職員教育、理念・倫理の徹底
- (5) 地元に必要なとされる施設作り、地元で貢献できる施設づくり

2 事業内容

(1) 総合的な運営

特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの機能を発揮し、総合施設として有機的な連携の中で運営を行う。

(2) 効率的な経営

- ① 個々の事業所の稼働率を保つ。
- ② 支出の内容を見直し、経費の節減を図る。
- ③ 総合施設としての利点を生かし、ワンストップサービス機能を発揮する。

(3) 組 織

- ① 特別養護老人ホーム菅沢荘を長期部門「入所系」として、長期入所者の生活の安定と充実を図る。
- ② ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターを「地域サービス系」として、横の連携を密に地域支援機能の強化を図る。
- ③ 入所系及び地域サービス系における4つの部所の責任者が各部所を統括することにより、各部所の責任の明確化と事業の主体性を図る。

(4) 地域関係

- ① 地域交流 敬老会、夏祭り、ボランティアの集い等の実施、本沢小学校、市立第九中学校、山形医療技術専門学校の入学式や卒業式への出席、地区文化祭、地区懇談会等への参加を通して地域との交流を図る。
- ② 地域貢献 ア 自主的活動としての昼食弁当の配食サービス事業「いきいき弁当」及びミニデイサービス事業「いきいきサロン」を継続する。
イ 定期的に団地内市道のゴミ拾い・草刈等を実施する。
ウ 本沢地区高齢者を対象に、月1～2回の買物支援（自宅から店舗間の送迎サービス）を行う。

- ③ 地域への情報発信 機関紙「すげさわ通信」を発行する。
- (5) ボランティアの受け入れ
 - ① 福祉啓発と施設の社会化のために広くボランティアを受け入れる。
 - ② 環境の整備や生活の潤いにつながるボランティアを定期的に受け入れる。
- (6) 実習生等の受け入れ
 - ① 後進育成のため、社会福祉士・介護福祉士・介護職員初任者研修・看護師資格取得等の実習生を受け入れる。
 - ② 福祉啓発のため、大学生の介護等体験や小中高生の体験学習を受け入れる。
- (7) 生活困窮者の就労支援事業の受け入れ
施設内で専門性は必要なく、就労の難しい人でも出来る業務に従事させ、就労支援しながら、自立につなげていく。
- (8) 情報の公開
第三者機関による山形県介護サービス情報公表システムの評価実施
- (9) マイナンバーの適正な取扱い
入所者又は利用者のマイナンバーについては、必要に応じて厳正に管理するとともに、適正な事務取扱いを行う。
- (10) 各種委員会
 - ① 安全衛生委員会
 - ア 職員健康診断（年1回）、夜勤者健康診断（年1回）、ストレスチェック（年1回）
 - イ 水道水残留塩素測定（月1回）
 - ウ 各種感染症対策、予防啓発
 - エ インフルエンザワクチン接種の実施
 - オ 健康診断結果による産業医の健康指導及び外部保健師によるメタボリックシンドローム該当者の指導
 - カ 健康作りや感染症等の知識習得に関する研修会の開催
 - ② 防災委員会
 - ア 災害時避難訓練……総合防災訓練、避難訓練、夜間想定避難訓練、積雪時避難訓練、地震想定避難訓練、夜間招集訓練等
 - イ 防災機器取り扱い講習
 - ウ 地域及び近隣施設との防災懇談会の開催
 - エ 非常時連絡網の作成
 - ③ 広報委員会
すげさわ通信、家族会だよりの発行、夏祭り実行委員会との共同によるチラシ・ポスターの作成掲示
 - ④ 苦情解決委員会
 - ア ご意見箱の活用
 - イ 第三者委員（会）の活用

- ウ 介護相談員活動の積極的な受け入れとその効果的な活用
- エ 定期的な入所者ご家族へのアンケートの実施
- ⑤ リスク管理委員会
 - ヒヤリハット調査によるデータ蓄積と分析に基づいて、職員に注意を促し、事故等を防止する。(リスクマネジメント)
- ⑥ 食事の委員会
 - ア 献立表の掲示
 - イ 選択食の希望調査
 - ウ おやつ・水分補給の在庫管理
 - エ 鍋昼食会・鰻蒲焼昼食・手作りおやつ等の企画実施
 - オ 食事についての提案・施行
- ⑦ リハビリ委員会
 - ア 身体機能に適した福祉用具選定のための情報交換や福祉用具の検討
 - イ 各ユニット内での機能訓練の勉強会、実践指導の実施
 - ウ リハビリテーションのアドバイスの周知
 - エ 統一した機能訓練を実施するためのアドバイスの実施
 - オ 福祉用具の整備管理
- ⑧ レクリエーション委員会
 - ア 各ユニットが楽しめる活動の企画・実施
 - イ カラオケのど自慢大会等の開催
 - ウ 季節毎の装飾を各部所装飾係と連携して実施
- ⑨ 研修委員会

介護老人福祉施設の人員・設備（施設）、運営に関する基準、情報公表制度に対応する各種研修及び職員の資質の向上に係る下記の研修を企画実施する。

 - ・感染症対策
 - ・介護事故発生の防止
 - ・医療に関する研修
 - ・虐待防止に関する研修
 - ・看取り研修
 - ・防災に関する研修
 - ・認知症ケアの研修
 - ・倫理に関する研修
 - ・身体拘束防止に関する研修
- ⑩ 褥瘡（床ずれ）対策委員会
 - ア 褥瘡予防に関する各職種間の協議・連携・情報交換
 - イ 褥瘡形成者の完治に向けた各職種間の協議・連携・情報交換
- ⑪ 痰吸引委員会
 - ア 介護職員が痰の吸引、胃ろうによる経管栄養を実施するための研修や教育
 - イ 事故及びヒヤリハット事例の分析検討
 - ウ 実施にあたっての手順の検討や見直し

1 指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム菅沢荘

「入所者誰もが安心できる暮らしの実現」を目指して次の事業を行う。

1 目 標

- (1) 健全な経営の維持を目指す。
- (2) 職員一人ひとりの資質の向上、介護技術の向上を図ることにより、介護事故、感染症の発生・拡大を防ぐ。
- (3) 他職種間の連携の強化を図る。
- (4) 入所者に寄り添い、関わりを大切にしたい入所者主体のケアを目指す。
- (5) 家族とのつながりを大切にし、より一層の信頼関係の構築を図る。
- (6) ベッド稼働率95%（76人）を目標とする。

2 事業内容

(1) 相談援助

- ① 入所申込者の状況把握を徹底し、適切な入所決定を行う。
- ② 自立支援・QOL向上を主眼とするケアプラン体制を構築する。
- ③ 家族へのアンケート（年4回）を基に、家族の要望をケア・施設運営に反映させる。

(2) 生活援助

- ① ユニットケア及び個別ケアを充実するとともに、個々に合ったケアを展開する。
- ② 介護事故に至らぬよう丁寧な介護、優しい介護を実践する。
- ③ 生活の場に相応しい落ち着いた環境作り、季節を感じ取れる環境作りに努める。
- ④ 各種感染症等を予防するために、衛生的な環境保持に努める。また、感染症が発生した場合は、拡大防止を図る。
- ⑤ 統一したケアを提供するために、職員間の情報の共有や周知等の連携を図る。
- ⑥ 生活場面の中でプライバシー保護を徹底する。

(3) 健康管理

- ① 個々の健康管理を徹底し、入院者を少なくする。
- ② ターミナルケア（看取り）は、家族、嘱託医との連携を密にして対応する。
- ③ 協力病院・嘱託医・薬局との連携を強化し、円滑な医療管理体制を構築する。
- ④ 定期健康診断（年2回）を行い、健康状態の把握と処置に努める。
- ⑤ インフルエンザ・結核・疥癬・ノロウイルス等の感染防止に努める。

(4) 栄養管理

① 目 標

- ア 医療、介護、厨房との連携を強化する。
- イ より適切な食事の提供に努める。
- ウ 適切な栄養ケアマネジメントを実施する。

② 事業内容

- ア 適切な食事提供のため、看護・介護・厨房の連絡を密にする。
- イ 月1回、食事の希望や嗜好を調査し、献立に反映する。

ウ 特別食（治療食）、希望食（随時）、選択食（毎週1回）、飲酒の日（毎週木曜日）を実施する。

エ 売店の管理、生菓子販売（月2回）を実施する。

オ 年1回、家族の方を対象に給食試食会を実施する。

(5) リハビリテーション

- ① 訓練計画予定表に基づいた個別もしくは集団リハビリテーションを実施する。
- ② 個々の身体機能評価から、より適切なりハビリテーションの実施を進める。
- ③ 職員へのリハビリテーション指導を行う。
- ④ ケア部門との連携を強化する。

(6) レクリエーション

- ① レクリエーションワーカーを配置し、多様なレクリエーション活動を実施する。
- ② 認知症高齢者に対する音楽療法を実施する。
- ③ 心身機能の活性化を図るため、ゲームやカラオケ等を行う。
- ④ いきがいにつながる書道、生け花や創作活動、畑作り等の余暇活動を行う。
- ⑤ 栄養士と協働のもと、入所者との調理活動を月1回実施する。

(7) 行事

- ① 大 行事……夏祭り、敬老会、芋煮会
- ② 小 行事……季節のコンサート、お正月、ショッピング、花見、紅葉狩り等

(8) 家族会との連携

- ① 夏祭り・敬老会を共催で実施する。
- ② 家族との連携強化により、施設に対する理解を深めてもらう。
- ③ 家族との連絡・了解・報告を徹底し、トラブル・苦情に至らないようにする。
- ④ 家族面会を促進する。
- ⑤ 年1回菅沢荘職員との懇親会を開催する。
- ⑥ 年4回のアンケート調査を実施する。

(9) 高齢者世話付住宅（市営南山形住宅）生活援助員派遣事業

山形市からの委託事業として、特別養護老人ホーム菅沢荘から市営南山形アパートG棟・E棟20戸に生活援助員を派遣し、入居者の在宅生活を支援するため、次の事業を行う。

〈事業内容〉

- ① 安否確認
- ② 生活指導・相談
- ③ 緊急時の対応
- ④ 一時的家事援助（サービス提供事業者等の調整）
- ⑤ 関係機関との調整
- ⑥ その他日常生活上等の必要な援助
- ⑦ 生活相談日の開催
- ⑧ 市営南山形アパートG棟内の生活相談室の管理

- ⑨ 実績報告書及び各種報告書の提出、関係書類の整備
- (10) 地域支援
 - ① 一般高齢者を対象とした「認知症カフェ」の開催

2 指定短期入所生活介護事業所・菅沢荘ショートステイ

利用者の確保とサービスの質の向上、内容の充実を図りながら次の事業を行う。

(1) 目 標

- ① 利用者の安定的な獲得に努めながら稼働率90%を確保する。
- ② 新規利用者の獲得と定着利用のために関係機関との連携を強化する。
- ③ 職員間の連携、情報の共有を図りサービスの向上に努める。
- ④ 利用者・家族・地域の方から、安心・信頼して頂けるサービス体制を構築する。
- ⑤ 余暇活動及びリハビリ内容の充実を図る。

(2) 事業内容

- ① 利用者の個別のニーズに添った援助計画を立案する。
- ② 利用者の入所時アセスメントを日誌、個別記録に残し、状態把握を徹底する。
- ③ 利用者の身体変化について、職員間の情報の共有と家族への報告・記録の徹底を図る。
- ④ 利用者の確保、新規利用者・緊急利用者を積極的に受け入れる。
- ⑤ 個別援助計画に基づいたリハビリテーションを実施する。
- ⑥ 送迎時の事故防止の徹底を図る。
- ⑦ 利用者の事故や感染症が発生しない取り組みを実施する。

3 指定通所介護事業所・菅沢デイサービスセンター

〈通常型〉

(1) 目 標

- ① 新規利用者を開拓し、稼働率85%を確保する。
- ② 個々のニーズに応じたケアを目指す。
- ③ 個別機能訓練の充実を図る。
- ④ 多様なニーズに対応できるよう、介護の質及び技術の向上を目指す。
- ⑤ 感染症への危機意識を持ち、感染症の発生・拡大の防止を図る。

(2) 事業内容

- ① 営業日時 毎週月曜日から金曜日（ただし、12月31日～1月3日を除く。）
8：30～17：15
- ② サービス提供時間 9：30～16：00
- ③ 個別援助計画に基づいたサービスの提供
- ④ 家族・関係機関との密接な連携の強化
- ⑤ 個別機能訓練、運動器機能訓練の提供
- ⑥ 次のレクリエーション活動の実施

- 日常活動……喫茶会、畑作り、輪投げ、カラオケ、創作活動、音楽活動等
- 行 事……花見、誕生会、運動会、芋煮会、外食会、初詣、買い物、豆まき、社会見学
- ⑦ 季節の湯……りんご湯、ひのき湯
- ⑧ 健康管理……バイタルチェック（毎回）、保健指導（随時）、体重測定（年6回）
- ⑨ デイサービスセンターだよりの発行（毎月）
- ⑩ 空き情報の提供
- ⑪ 利用者拡大事業を行う。
 - いきいきサロン利用者へのPR活動（年6回）
 - 無料体験利用（随時）

〈認知症型〉

(1) 目 標

- ① 新規利用者を開拓し、稼働率60%を確保する。
- ② 安心して過ごせる対応、環境を整える。
- ③ 個々の情報や状態把握に努め、個々に応じた介護サービス、活動を展開する。
- ④ 認知症への専門的な知識を身につけ、サービスの質の向上を図る。
- ⑤ 確実な情報提供ができるよう記録を整備する。
- ⑥ 感染症への危機意識を持ち、感染症の発生・拡大の防止を図る。

(2) 事 業 内 容

- ① 営 業 日 時 毎週日曜日から金曜日（ただし、12月31日～1月3日を除く。）
8：30～17：15
- ② サービス提供時間 9：30～16：00
- ③ 次のレクリエーション活動を行う。
 - 日常活動……創作、ドミノ倒し、お手玉崩し、計算、写書、音楽活動等
- ④ その他通常型の活動と同じ

〈通常型・認知症型共通〉

予防給付に係るサービスの実施及び介護予防・日常生活支援総合事業に係るサービスの実施

(1) 選択的なサービス

- ① 運動機能の向上（筋力トレーニング）
- ② レクリエーション
- ③ 現行の通所介護の集団活動のメニューのうち、介護予防に資すると考えられるもの

(2) 共通的なサービス

- ① 生活行為向上支援
介護予防マネジメントを通じて目標設定された自立支援の実現に向けて働きかけ、在宅生活の継続を図る。
- ② 基本的なサービス

4 山形西部地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続・実現することができるようにするために、高齢者のニーズや状態の変化に応じた支援を包括的に行う中核機関として、「地域包括支援センター」が設置されている。こうした地域包括ケアを支える公益的な中核機関として主に以下の各事業を委託されており、その業務遂行にあたっては他職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築し、公正・中立的な立場と、地域高齢者のニーズに適切に対応できる「ワンストップサービス」の拠点としての役割が求められている。

開設11年目を迎え、さらに地域の高齢者の生活ニーズに関する実態把握や社会資源情報を基に課題や特徴を把握し、地域の実情にあった地域包括ケアにむけて事業を展開していく。

- ① 総合相談・支援（ア. 総合相談 イ. 地域包括支援ネットワーク構築 ウ. 実態把握）
- ② 権利擁護
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ④ 介護予防ケアマネジメント（ア. 介護予防・日常生活支援総合事業 イ. 指定介護予防支援事業）

(1) 営業日時 毎週月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

8：30～17：15（時間外でも連絡可能な体制有）

(2) 担当する生活圏域

南山形・本沢・西山形・村木沢・大曽根

(3) 配置職員

社会福祉士（1名）・保健師等（1名）・主任介護支援専門員（2名）

(4) 目標

- ① 地域の将来や地域の強み、日常生活の困り事の実情について、関係機関と情報を共有し、新たな通いの場・移動手段の支援に繋げる提案ができるよう努力する。
- ② 地域の理解や支援を要する認知症の高齢者等へのネットワーク体制づくりを行う。
- ③ 介護サービス事業所間のネットワーク構築により、介護サービス提供における地域の課題と必要な社会資源を把握する。
- ④ 介護予防に関する専門職の機能を活用し、高齢者自身が予防の意識を高められるケアマネジメントを実施するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の住民への周知と理解を図る。

(5) 事業内容

- ① 総合相談・支援
 - ・担当全地区及び各地区におけるネットワーク連絡会を開催する。
 - ・住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行う。
 - ・地域課題を把握し、関係機関と共有を図りながら、解決のための対策を検討する。
- ② 権利擁護事業
 - 高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業、その他の権利擁護のための事業を行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント

ア 介護支援専門員同士のネットワーク構築とケアマネジメント向上の機会として、医療機関及び地区民生委員等との情報交換を居宅連絡会として定期的に開催する。

イ 介護サービス提供における課題、地域に必要な社会資源を把握する。

ウ 介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域ケア会議等により継続的なチームサポートを行う。

④ 介護予防ケアマネジメント

ア 介護保険制度の基本理念に基づき、「自立支援」や介護予防に関しての利用者の理解と同意を得たうえで、適切なケアマネジメントにより目標指向型プランを策定する。

イ 介護予防・日常生活支援総合事業の周知とともに、制度移行に関しては市の相談窓口を経由した方を含め速やかに連絡調整を図る。

ウ 総合相談及び実態把握をもとに、介護予防に関する地域課題を整理する。

エ 介護予防として、サロンの新たな立ち上げやカフェの開催支援を行う。

⑤ 支援センターだよりの回覧

⑥ 本沢地区の「元気もりもり応援隊」として、サロン等の開催時に講師の派遣調整を行う。

⑦ 一般高齢者を対象とした、はつらつ出前相談、介護者サロン、認知症カフェの開催と支援を行う。

5 指定居宅介護支援事業所すげさわ

自立支援に向けたケアプランの実践を目指して、次の事業を行う。

(1) 目 標

- ① 健全経営のため、実績の確保に努める。
- ② 運営基準を満たす書類を整備・統一する。
- ③ 総合施設の中の事業所として、すげさわの運営に貢献する。
- ④ 自立支援に向けた適正かつ質の高いケアマネジメントを実施する。

(2) 事業内容

- ① 営業日時 毎週月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）
8：30～17：15（時間外でも連絡可能な体制有）
- ② 課題分析とモニタリングの上で居宅サービス計画を作成する。
- ③ 運営基準に則した給付管理票を効率的に作成する。
- ④ 適切な認定調査票、住宅改修意見書、入所ケアマネ意見書等を作成する。
- ⑤ 保険者、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所（居宅・施設サービス）、主治医との連携を密にする。
- ⑥ 最新情報を獲得するため、各種会議や研修会に積極的に参加する。
- ⑦ 予防給付マネジメント、介護予防・日常生活支援総合事業マネジメント（地域包括支援センターの委託を受けて）

Ⅵ 養護老人ホームあたご荘

安全・安心な生活ができる入所者の生活環境を保全するとともに、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な支援体制の充実を図る。

1 目 標

- (1) 歩行困難及び引きこもりの入所者に対し、生活意欲を引き出すための創意工夫した事業を積極的に実施する。
- (2) リスクマネジメント委員会による指摘指導案件の充実及びその対応策の徹底を図り、事故の未然防止に努める。
- (3) 感染症の感染及び拡大阻止を図るため、日頃の予防活動と対応策の徹底を図る。
- (4) 転倒防止対策、コミュニケーション講座等の研修を実施し、職員のスキルアップを図り、サービスの向上につなげる。
- (5) 防災協定締結5団体との連携強化を図るとともに、災害を想定した夜間招集及び個人ファイル（薬等）持出し訓練等具体的な防災訓練を実施し、相互交流を促進する。
- (6) 防災マニュアルの見直しを行うとともに、招集、参集基準、災害時の初期行動、緊急事態の対応、緊急連絡網等を記載した危機管理ハンドブックにより、職員に危機管理意識の徹底を図る。

2 事 業 内 容

(1) 介護予防事業

- ・毎朝のリハビリ体操及び各種行事を実施する。
- ・入所者ニーズに沿った行事やクラブ活動を実施する。
- ・やまがたぐるり旅（荘内ウォーキング）事業への参加促進を図る。
- ・カップス（カップを使ったリズム運動で歩けない方が対象）演奏活動において時期にちなんだ曲で実施指導する。
- ・折り紙等の創作活動を行い、掲示板や窓・廊下をその作品で装飾し、文化の香りが漂う環境づくりに努める。
- ・食堂当番（箸並べ、清掃等）活動の参加促進を図り、責任感と積極性の向上を図る。
- ・「図書館へ行こう会」を設立し、荘内図書コーナーではなく、市立図書館から直接本を借りる事業を、学習意欲の向上及び認知症予防を目指して実施する。

(2) 外部サービス利用型特定施設（あたご荘）の運営

入所者の希望や心身状態に合った適正な介護サービス計画及び介護予防サービス計画（介護予防・日常生活支援総合事業該当者）を作成するとともに、外部サービス事業者による介護サービスの提供を実施する。

(3) 援 助 活 動

- ① 家事援助（居室清掃、洗濯介助、寝具整理、衣類整理等）の実施
- ② 生活援助（通院及び入退院支援、金銭及びマイナンバー管理等）の実施
- ③ クラブ・レクリエーション等の実施

○民謡 ○華道 ○書道 ○芸能 ○カメラ ○図書館へ行こう会 ○大人の塗り絵

- カラオケ ○昔話りの会 ○荘内杯輪投げ大会（公式） ○映写会 ○紙芝居
- 歴史探訪・買い物ツアー ○街なか探訪（介護タクシー） ○園芸・花壇づくり
- 干し柿作り ○誕生祝い（学童クラブ児童からのメッセージカード贈呈等） ○お茶会

④ 季節行事の実施

- 春の日帰り旅行(西村山方面) ○端午の節句フェスタ ○県老人ホーム輪投げ大会(公式)
- 夏の日帰り旅行（置賜方面） ○夏祭り（岩波町内会・第一滝山こどもクラブ共催）
- 県芸能祭 ○敬老祝賀会 ○芋煮会 ○秋の日帰り旅行（仙台方面）
- クリスマスフェスタ ○新年行事（新年祝賀会、カラオケ大会、だんごさし、かるた大会等）
- 節分フェスタ ○お雛さまフェスタ

⑤ 食 事

ア 食事時間（2交代）

- ・朝食 1回目 7：10～7：40 2回目 7：40～8：10
- ・昼食 1回目 11：30～12：00 2回目 12：00～12：30
- ・夕食 1回目 17：45～18：15 2回目 18：15～18：45

イ 栄養の方針

「日本人の食事摂取基準」の身体活動レベルⅠに沿って、食事を提供する。

ウ 献立の方針

- ・季節を感じ取れ、「やまがた」の特徴を生かした献立を計画する。
- ・お供えした鏡もちを使った料理（おしるこ・茶碗蒸し等）を提供する。

エ 留意点

- ・介護の重度化に伴う嚥下機能の低下に対応した食事を提供する。
- ・選択食のバリエーションを増やして実施する。
- ・食物繊維が豊富な食材を使った料理及びおやつ（焼きいも等）を提供し腸内環境を整える手助けをする。
- ・感染症発生時の対応策（感染拡大防止、使い捨て食器使用等）を講じる。
- ・日常から災害時における非常食等の管理徹底を図る。
- ・食事に関するアンケート調査を実施する。

⑥ 入 浴

毎週月・水・金曜日13時～16時に入浴し、自立者と介助者に分け、随時入浴者をアナウンスして整然と安全に配慮した入浴介助を実施する。

また、風呂の日は、菖蒲湯や柚子湯、色彩と香り豊かな入浴剤を入れた湯を実施する。

⑦ リハビリテーション

ロコモティブシンドローム（通称「ロコモ」）予防のため、リハビリ体操や花笠しゃんしゃん体操を毎朝9時から実施する。

⑧ 出張販売……食品（毎週1回）、衣類（月2回）の販売を実施する。

⑨ 床 屋……理美容店が月1回来荘し、整髪等を実施する。

(4) 生活相談

- ① 入所者とその家族（親族）からの相談に助言・指導する。
- ② 入所者の自立に必要な指導及び援助を行う。
- ③ 入所者の預貯金・マイナンバー等を適正に管理する。
- ④ 関係機関（行政機関、地域包括支援センター等）との連携を図る。

(5) 職員研修

職員のスキルアップを目指すとともに、入所者へのサービス向上を図るため職員研修を実施する。また、各種研修会に参加し業務に必要な知識と技術を取得するとともに、関係法令及び制度を正確に理解し適正な運営に努める。

- 嘔吐物処理実技（感染症対策） ○介助技術基本実技 ○水分補給ポイント
- AED実践 ○接遇実技指導 ○コミュニケーション講座 ○個人情報保護
- ◇全国及び東北老人福祉施設大会（全体会・分科会等）
- ◇養護老人ホーム施設長及び職種別研修（提出議題の協議・情報交換等）
- ◇県福祉研修センター及び市社会福祉協議会主催研修への参加

(6) 各種委員会

- ① リスクマネジメント委員会を月1回開催する。（事故防止対策及び周知徹底）
- ② 防災委員会を年4回開催する。（防災訓練計画の策定及び訓練の実施）
- ③ 感染症対策委員会を年4回開催する。（感染症対策の周知徹底、実技指導）
- ④ 食事の委員会を随時開催する。（献立の検討、郷土料理及び新メニューの追加）

(7) 会議

- ① 経営会議を毎月開催する。
- ② 職員会議を毎月開催する。
- ③ べにばな通り、ヘルパーステーションあたごとさくら・こまくさ通り「職員ミーティング」を毎月1回開催する。
- ④ サービス担当者会議（特定施設契約、介護認定更新等）を随時実施する。
- ⑤ カンファレンス（状態変化時の援助会議）を随時実施する。

(8) 健康及び衛生管理

- ① 健康診断を年2回実施する。
- ② 往診（内科、精神科、皮膚科、整形外科）を実施する。
- ③ 訪問歯科診療を実施する。（介護認定該当者対象）
- ④ インフルエンザやノロウイルス等の感染症の予防を徹底する。（予防接種、食事前の手洗い、うがい、マスク着用、適切な嘔吐物処理、居室等への進入制限）
- ⑤ 集会室、食堂等へ除菌消臭器及び加湿器を設置し、健康維持・感染症予防に努める。
- ⑥ 浴槽、トイレの清掃・除菌、廊下手摺りの消毒等衛生管理に努める。
- ⑦ 浴槽レジオネラ菌の検査及び受水槽清掃を年1回実施し、水道水残留塩素測定を毎月実施する。
- ⑧ 布団乾燥機と布団掃除機で快適に就寝してもらうとともに、除菌・除湿及びダニ・ほこり

除去を感染症予防対策の一環として年4回実施する。

(9) 災害及び事故防止対策

- ① 岩波地区町内会と小立町内会及び地区内福祉施設等との「災害時相互応援協定」に基づいた合同防災訓練を実施する。
- ② 「村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定」に基づいた防災訓練を実施する。
- ③ 山形市との「福祉避難所の指定等に関する協定」に基づいた福祉避難所としての具体的な対応を検討するとともに、要請を想定した要援護者受入れ訓練を実施する。
- ④ リスクマネジメント委員会を毎月実施し、ヒヤリハット検証により事故の再発防止を図る。
- ⑤ 転倒防止策として、移動能力のレベルに対応した観察事項と対応のポイントや、環境づくり、福祉用具の適切な使い方を記載したマニュアルを作成・周知し、転倒防止に努める。
- ⑥ 安全対策として、危険箇所の点検を随時実施する。

(10) 地域交流

- ① 施設行事の共催及び各種行事への案内（夏祭り・敬老祝賀会等）を行う。
- ② 近隣の岩波地区や小立地区の高齢者サロンへ「カップス」の指導を行うとともに、随時発表会を実施し、高齢者相互交流の促進を図る。
- ③ 地区関係機関（町内会、民生委員、警察、消防、学校、近隣福祉施設等）との連携を図る。
- ④ 広報紙「あたご荘だより」を年1回発行する。
- ⑤ 地域及び近隣福祉施設との合同防災訓練を年4回実施する。

(11) 実習生の受入れ体制

- ① 看護師、介護福祉士等の資格取得に係る実習生の受入れを実施する。
- ② 入所者への適切な接し方について、講師（職員）による接遇実技指導及びコミュニケーション講座を実施する。

(12) 節電・省エネの取組み（照明の点灯制限）

- ① 使用していない部屋の電灯をこまめに消灯する運動を展開する。
- ② 冷暖房器具は、適正な温度設定の徹底を図る。

(13) 入所者の満足度の把握及び事業内容等の改善

- ① 荘長と語る会を実施する。（年7回、毎回10～12人程度）
- ② アンケート調査（食事、設備、職員対応）を行い、改善策を協議し是正する。
- ③ 入所者親睦会との意見交換会を年4回実施する。

(14) 苦情解決

- ① ご意見箱を設置し、入所者及び家族等の意見・要望に沿った改善に努める。
- ② 第三者委員に報告するとともに、再発防止に努める。

(15) 情報の公開

山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を原則として適正に対応する。

(16) マイナンバーの適正な取扱い

社会保障制度等に関わるマイナンバーの使用については、担当責任者を配し、厳正な管理体制で従事する。

Ⅶ 指定訪問介護事業所 ヘルパーステーションあたご

利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の援助（介護予防含）をするとともに、介護全般にわたる支援を実施するため、次の事業を行う。

1 目 標

- (1) 心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活レベルの向上に資するサービス提供を目指す。
- (2) 利用者ニーズを的確に把握するとともに人格を尊重し、利用者の選択に基づいた適正なサービスの提供に努める。
- (3) 感染症予防及び拡大阻止を図るため、日常的に予防活動と対応策の徹底を図る。

2 事 業 内 容

- (1) 要介護の方々を対象に、食事介助、入浴介助、排泄・清拭介助と移動・移乗介助、衣類着脱介助及び口腔ケア、通院介助等の介護サービスを提供する。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業該当者に、訪問型サービスとして、入浴介助、排泄介助等の介護サービスを提供する。

3 会 議

職員会議（あたご荘と合同）、ミーティング及びサービス担当者会議を開催する。

4 職 員 研 修

職員のスキルアップを目指すとともに、利用者へのサービス向上を図るため研修を実施する。また、各種研修会に参加し業務に必要な知識と技術を取得するとともに、関係法令及び制度を正確に理解し適正な運営を行う。

※あたご荘職員との合同研修として実施する。

5 苦 情 解 決

- ・ご意見箱を設置し、利用者及び家族等の意見・要望に沿った改善に努める。
- ・第三者委員に報告するとともに、再発防止に努める。

6 情 報 の 公 開

山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を原則として適正に対応する。

Ⅷ たきやま地域包括支援センター

1 目 標

高齢者が住み慣れた滝山地区で、尊厳ある生活を継続することができるよう、介護予防対策や援助を行い、心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上や生活の安定のため、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントなどの業務を行う。

また、山形市高齢者保健福祉計画（第6期介護保険事業計画）に沿うとともに、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを促進する。

2 担当区域

滝山地区

3 営業日

毎週月曜日～金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

4 事業内容

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務の実施

ア ネットワーク体制の構築

要援護高齢者の早期発見のため、民生委員及び福祉協力員等との信頼関係の構築に努める。また、要援護高齢者が抱える課題に適切に対応していくため、ネットワーク連絡会を開催する。

イ 総合相談支援の実施

高齢者本人、家族又は近隣の住民等からの相談に対し、適切なサービスや制度の利用と機関の紹介を行う。

ウ 高齢者の実態把握

高齢者宅への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集及びネットワークの活動などを通して高齢者の実態を把握し、継続的に支援する。

エ 公的保健福祉サービスの利用調整

要援護高齢者が心身の状況に応じ必要な公的保健福祉サービスを利用できるよう、申請手続の代行等を行うとともに、サービス利用の調整を行う。

② 権利擁護業務の実施

ア 成年後見制度の活用促進

イ 高齢者虐待対応及び防止の啓発

ウ 消費者被害の対応及び防止のための啓発

エ 困難事例への対応

オ 老人福祉施設等への入所支援

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築するとともに、地区内の介護支援専門員と関係機関の連

携強化を図る。

また、介護支援専門員が連携し、介護保険サービス以外の福祉サービスも活用できるよう支援する。

イ 地区内の介護支援専門員のネットワーク構築・活用

介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定し、ネットワークを構築するとともに、情報共有と連携を推進し積極的に活用する。

ウ 個別支援・相談対応

地区内の介護支援専門員から個別ケース相談及びケアプラン作成、サービス担当者会議について相談があった場合は適切に対処する。

また、スキルアップを図る観点から、事例検討会や制度に関する情報交換会を実施する。

エ 支援困難事例等への助言・支援

地区内の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、助言を行い支援する。

④ 福祉サービス事業所等の情報提供

地区内の関係者及び関係機関等に福祉サービス事業所等の情報提供を行う。

⑤ 包括支援センターだよりの発行

たきやま地域包括支援センターだより「あんしん定期便」を発行し、介護予防等についての広報啓発を図るとともに、地域内のホットな情報を提供する。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

① 認知症になっても住み慣れたこの地区で暮らし続けられる支援体制づくりのために、認知症サポーター養成講座を開催する。また、対象者の早期診断・早期対応を図るため、認知症初期集中支援チームと連携する。

② 高齢者を取り巻く様々な課題の解決や自立支援型ケアマネジメント支援を行うための地域ケア会議を開催する。

③ 要支援の利用者の介護サービス見直しに対応するため、地区内の物的資源と人的資源の調査を実施する。

④ いきいきサロンでのカップス演奏・ロコモや健康体操など介護予防活動を継続的に行う。

(3) 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施

事業の対象者に、指定介護予防支援事業者として介護予防ケアマネジメント、介護予防・日常生活支援総合事業の利用に関するケアマネジメントを実施し、対象者の状態把握及びサービス提供事業者等との連絡調整を行う。

5 職員研修

職員のスキルアップを目指すため、各種研修会に参加し業務に必要な知識と技術を取得するとともに、関係法令及び制度を正確に理解し適正な運営に努める。

○個人情報保護 ○成年後見制度 ○高齢者虐待 ○消費者被害 ○困難事例 ○接遇

◇山形市及び市社会福祉協議会主催研修への参加

6 苦情解決

・利用者家族等へのアンケート調査を行い、改善策を協議し是正する。

- 第三者委員に報告するとともに、再発防止に努める。

7 情報の公開

山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を原則として適正に対応する。

8 マイナンバーの適正な取扱い

要介護認定申請等に関わるマイナンバーについて、適正な取り扱いをする。

Ⅷ 指定居宅介護支援事業所あたご荘

要支援・要介護状態になっても、利用者及び家族等介護者が安心して、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい自立した生活を継続して営むことを支援するため、次の事業を行う。

1 目 標

- (1) 介護保険法に基づいた適正な業務を行い、利用者・介護者から信頼される事業所を目指す。
- (2) 要支援・要介護の方々のニーズを的確に把握するため、職員のスキルアップを図る。

2 事 業 内 容

- (1) 課題分析を実施し、適正な居宅サービス計画を作成する。
- (2) モニタリング調査を踏まえ、居宅サービス計画の実施状況の把握及び評価をする。
- (3) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取を行い、居宅介護サービスに反映させる。
- (4) 住宅改修及び特別養護老人ホーム入所意見書を作成する。
- (5) 要介護認定等に係る申請代行及び認定調査業務を実施する。
- (6) 地域ケア会議へ積極的に参加する。
- (7) 介護保険施設の情報提供及び紹介を行う。
- (8) 医療機関及び地域包括支援センターと介護保険事業所等との連携を図る。
- (9) 介護予防・日常生活支援総合事業該当者に適正な介護予防サービス計画を作成する。
(地域包括支援センターから受託)

3 職 員 研 修

職員のスキルアップを目指すため、各種研修会に参加し業務に必要な知識を取得するとともに、関係法令及び制度を正確に理解し適正な運営に努める。

○個人情報保護 ○介護支援専門員連絡会 ○認定調査員現任研修 ○接遇研修

◇山形市及び地域包括支援センター主催研修への参加

4 苦 情 解 決

- ・利用者家族へのアンケート調査を実施し、意見・要望に沿った改善に努める。
- ・第三者委員に報告するとともに、再発防止に努める。

5 情 報 の 公 開

山形市社会福祉事業団の情報公開規程に基づき、公開を原則として適正に対応する。

6 マイナンバーの適正な取扱い

要介護認定申請等に関わる利用者のマイナンバーについては、適正な事務取扱いを行う。

X 指定通所介護事業所 山形市銅町デイサービスセンター

介護報酬の改定や介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、ますます施設の資質向上が求められることになった。利用者が可能な限りその居宅において生活を継続できるように、身体的機能の維持を図ること、社会交流により精神の安定を図ること、そして、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として次の事業を行う。

1 目 標

- (1) 効率的な経営を目指し、稼働率87%以上の利用者を確保する。
- (2) 新規登録者、利用者を積極的に開拓する。
- (3) ケアプランに沿った、個別性を重視したサービスを確立する。
- (4) 家族、関係機関との連携強化を図る。
- (5) 研修の充実による職員の資質向上及び質の高いケアの確立を図る。

2 事業内容

- (1) 営業日時 日曜日から金曜日（祝日を含む、ただし、12月31日～1月3日を除く。）
8：30～17：15

サービス提供時間 9：45～16：15 個人の援助計画に基づいてサービスを提供する。

(2) サービス内容

- ① 送 迎 身体状況に合わせた送迎方法
 - ② 健康管理 バイタルチェック（毎日）、健康指導、体重測定（隔月）、服薬管理（毎日）
 - ③ 排泄 利用者に応じた排泄の対応
 - ④ アクティビティ活動
 - ア 自由選択レクリエーション：トランプ・オセロ・将棋・習字・あやとり・塗り絵等
 - イ 全体レクリエーション：ビンゴ・双六ゲーム・ボール入れ・パターゴルフ・輪投げ・頭の体操・缶つりゲーム・カラオケ・ペットボトルボウリング等
 - ウ 行事：誕生会・初詣・豆まき・花見・足湯・七夕・納涼会・紅葉狩り・外食会等
 - ⑤ 食事 ・利用者の嗜好に合わせて、季節感を感じ取れる食事を提供する。
 - ・七草粥や誕生会時の赤飯等、行事食を工夫する。
 - ・利用者の身体状況に合わせた食事形態の提供を行う。
 - ⑥ 入浴 ・利用者の身体状況に合わせた入浴方法の提供を行う。（一般浴、特浴）
 - ・季節の湯を提供する（菖蒲湯・バラ湯等）
 - ⑦ 機能訓練 機能訓練を通して在宅生活が維持できるよう身体・精神的支援を行う。
 - ア 全体訓練：体操
 - イ 個別訓練：個別機能訓練計画に基づいた訓練を実施（歩行訓練、温熱療法等）
- (3) 各委員会の活性化・定例化
 - ・アクティビティ委員会、広報委員会、機能訓練委員会、給食委員会
 - (4) ボランティア等の積極的な受け入れ
 - ・介護ボランティア、慰問者の活用等

- キャリアスタートウィーク（中学生職場体験）、大学生の介護体験の受け入れ
- (5) 苦情解決
山形市社会福祉事業団苦情解決規程に基づき、誠意をもって迅速かつ円滑な解決を図る。
- (6) 情報の公開
山形市社会福祉事業団情報公開規程に基づき、公開を基本に適正に対応する。
- (7) 家族との連携
- ア ケアプランに基づいた計画書の作成
 - イ 連絡帳の活用及び送迎時の情報を通して連絡を密にする。
 - ウ 広報誌「あかしゃだより」（毎月）及び「せせらぎ」（年1回）を発行する。
- (8) 健康及び衛生管理
- ア 看護職員を中心に職員が連携しながら、利用者の健康管理に努める。
 - イ 知識を習得することにより、適切な衛生管理に努める。
- (9) 地域交流の推進
- ア 地域交流スペースの活用及びその事業の推進
 - イ 地域ボランティアとの交流の推進
 - ウ 地域交流事業の実施（はつらつサロン等）
- (10) 災害及び事故防止策
- ア 非常災害に関する防災計画を立て、定期的に市営銅町住宅との合同による避難、救出その他の必要な訓練を行う。
 - イ サービス提供中の事故防止策を図り、事故原因を排除するとともに、常に気配り等で注意を怠らないようにする。
- (11) 高齢者世話付住宅（市営銅町住宅・市営薬師町住宅）生活援助員派遣事業
山形市からの委託事業として、山形市銅町デイサービスセンターから山形高齢者世話付住宅（市営銅町住宅・市営薬師町住宅。以下「シルバーハウジング」という。）に生活援助員を派遣し、入居者の在宅生活を支援するため、次の事業を行う。
- 〈事業内容〉
- ① 生活相談・生活指導
 - ② 安否確認
 - ③ 一時的家事援助及びその他日常生活上必要な援助
 - ④ 緊急時対応
 - ⑤ 関係機関との連携
 - ⑥ 入居者懇談会、地域交流事業（銅町はつらつサロン等）の実施
 - ⑦ 市営住宅内の生活相談室の管理、実績報告書の提出等

XI 指定居宅介護支援事業所どうまち

介護保険の中核を担う業務であることを踏まえ、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が安心して可能な限りその居宅において自立した日常生活支援するため、次の事業を行う。

1 目 標

- (1) 利用者・地域・施設から信頼される事業所を目指す。
- (2) 利用者が自らの意思に添った適切な介護サービスを受けられるよう課題分析とモニタリングの充実を図りながら、サービス事業者、関係機関との連携に努め、ケアプランの作成を行う。
- (3) 介護報酬による経営の維持に努める。

2 事業内容

- (1) 営業日時 毎週月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）
8：30～17：15
- (2) 利用者に必要なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、家族との連絡を密にしながら課題分析を行い、介護サービス計画書を作成する。
- (3) サービス事業者等との連絡調整を行い、介護サービス計画の実施状況の把握に努める。
- (4) 給付管理票の作成・提出を行う。
- (5) 地域包括支援センターから委託を受け、介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防ケアプランの作成を行う。
- (6) 要介護認定等に係る申請についての代行と認定調査を行う。
- (7) 認定調査、住宅改修意見書作成等の市からの委託契約に基づく業務を行う。
- (8) 山形市、法人内施設、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及びサービス事業者との連携を強化し、新規利用者の受け入れにつなげる。
- (9) 積極的に研修等に参加し、介護支援専門員としての資質の向上に努める。
- (10) 要介護認定申請等に関わる利用者のマイナンバーについては、適正な事務取扱いを行う。